

# 身体拘束等の適正化のための指針

訪問看護ステーションNICO

## 1. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。本指針は、訪問看護ステーションNICO（以下「事業所」という）において、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、身体拘束等による身体的・精神的弊害を理解して、身体拘束等をしない看護サービスの提供を目指す。やむを得ず身体拘束等を行う場合の要件や組織体制等を整備し、身体拘束等の適正化を目的に本指針を定める。

## 2. 身体拘束の定義

身体拘束は厚生労働省が定める「身体拘束ゼロへの手引き」に基づき、介護保険法や関係する運営基準等により原則禁止となっており、禁止の対象となる具体的な行為は以下のとおりとなっている。

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ②転落しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- ④点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ⑤点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑪自分の意志で開けることのできない居室等の隔離する

### 3. 身体拘束等適正化のための体制

- (1) 事業所は、身体拘束等の適正化および虐待防止を図るため、「身体拘束・虐待防止委員会」（以下「委員会」という）を設置する。

委員会は、次に掲げる事項について検討および対応を行う。

- ① 身体拘束の実施状況および該当事例の把握・検討
  - ② 身体拘束の適正化および再発防止に関する具体的対策の検討
  - ③ 身体拘束に該当するおそれのある行為に関する判断基準の整理
  - ④ 職員への周知および指導
  - ⑤ その他、身体拘束の適正化および虐待防止に必要な事項
- (2) 委員会は、管理者を含む多職種で構成し、定期的（年1回以上）に開催するものとする。なお、身体拘束に関する事例が発生した場合は、必要に応じて臨時に開催する。
- (3) 委員会の検討内容については、議事録を作成し、適切に保管するとともに、必要に応じて職員へ周知する。

### 4. 身体拘束の原則禁止

事業所は、身体拘束が利用者の尊厳を侵害し、心身機能の低下や精神的苦痛を招くおそれがあることから、身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を禁止とする。

### 5. やむを得ず身体拘束等を行う場合

次のすべての要件を満たす場合に限り、利用者の生命又は身体を保護するための措置として、やむを得ず身体拘束を行うことができる。

- (1) 切迫性：本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- (2) 非代替性：身体拘束等以外に代替する方法がないこと
- (3) 一時性：身体拘束等が一時的なものであること

また身体拘束等を行う場合は、事業所による決定と訪問看護計画書等への記載および本人・家族への十分な説明を行い、同意を得るとともに、必要な事項の記録及びモニタリングを徹底し、早期の身体拘束解除を目指す。

## 6. 記録および報告

身体拘束等を行った場合は、次の事項を記録し、適切に保管する。

- 拘束が必要となる理由(個別の状況)
- 開始日時および終了日時
- 拘束の実施方法(場所、行為(部位・内容))
- 利用者の心身の状況、経過観察
- 解除に向けた検討内容

## 7. 身体的拘束等の適正化のための研修の実施

事業所は、すべての職員を対象に、身体拘束の適正化に関する研修を定期的に実施する。

- 新規採用時研修
- 年1回以上の継続研修

## 8. 身体拘束等の適正化に関する指針の閲覧

本指針は、職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、求めに応じていつでも閲覧できるように、事業所内に備え付け、公開とする。

附則

本指針は、令和6年4月1日より施行する。

# 身体拘束・虐待防止委員会議事録

事業所名：訪問看護ステーション NICO

○開催日時：令和 年 月 日（ ） : ~ :

○参加者

---

---

---

○議題 【現在、身体的拘束に該当する利用者数\_\_\_\_\_人】

①前回の振り返り…前回議事録や研修等の実施状況を確認し、委員会の決定が機能しているか確認

②3要件の再確認（切迫性・非代替性・一時性）

③身体的拘束を行っている利用者がある場合…様式①へ

3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討

④身体的拘束を開始する検討が必要な利用者がある場合…様式②へ

3要件の該当状況、特に代替案について検討

- ・切迫性：利用者様ご本人又は他の利用者様の生命又は身体が危険にさらされる可能性 が著しく高いことが分かる具体的な状況を記載する
- ・非代替性：他の方法を検討した結果、それでもなお身体的拘束を行う以外に代替する 方法がないのであれば検討した代替方法とそれが対応策として不十分である理由を記載する
- ・一時性：身体的拘束が一時的なものであり、利用者様の状態等に応じて必要最小限の期間と最も短い拘束時間に設定されていることとその理由を記載する。

開始予定 令和〇年〇月〇日〇時～解除予定 令和〇年〇月〇日〇時まで拘束が必要となる時間〇時～〇時(※または「入眠時のみ」など)

⑤ 今後やむを得ず身体的拘束が必要であると判断した場合…様式②へ

⑥ 今後医師、ご家族等との意見調整の進め方を検討

⑦意識啓発が必要な事項の見直し

⑧今後の予定（研修・次回委員会）

⑨今回の議論のまとめ・共有

#### 職員回覧確認欄

--

## ◆身体的拘束を行っている利用者がある場合◆

各人別の身体的拘束解除に向けた検討

事業所名	氏名	拘束等の内容
訪問看護ステーション NICO		
切迫性		該当 / 非該当
非代替性		該当 / 非該当
一時性		該当 / 非該当
適正化の方針		
期間(終期)		

◇利用者の心身への弊害：

◇拘束をしない場合のリスク：

上記内容に沿って、身体拘束の（ 継続 / 内容変更 / 解除 ）

詳細…

◇「身体的拘束解除」に向けて具体的な検討とその内容…

## ◆身体的拘束を開始する検討が必要な利用者様がいる場合◆

緊急やむを得ない身体的拘束に該当するか3要件の該当状況を具体的に確認し、特に代替案について検討する。

事業所名	訪問看護ステーション NICO	氏名		3要件 該当状況	該当 非該当
切迫性					
非代替性					
	代替案 1		代替案 1 不可理由		
	代替案 2		代替案 1 不可理由		
一時性					
適正化策					

上記内容に沿って、身体拘束を（ 開始 / 要再検討・拘束以外の対応 / 見送る）

詳細…

## ◆今後やむを得ず身体的拘束が必要であると判断した場合◆

（今後、医師、ご家族等との意見調整の進め方を検討する）

①医師・ご家族との意見調整を進める担当者： \_\_\_\_\_.

②身体拘束等開始日 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

身体拘束等解除日 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

③いつ、どのような拘束を実施するのか \_\_\_\_\_.

\_\_\_\_\_.

\_\_\_\_\_.

④留意事項・その他 \_\_\_\_\_.

## 緊急やむを得ない身体拘束等に関する説明書

様

- 1 あなたの状態が下記のABCをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間帯において最小限度の拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に日々の様子を記録し、身体的拘束適正化委員会で具体的に鋭意検討を行うことを約束致します。

## 記

A 切迫性：利用者様又は他の利用者様の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い	
B 非代替性：身体的拘束を行う以外に代替する支援・介護方法がない	
C 一時性：身体的拘束が一時的なものである	
拘束が必要となる理由 (個別の状況)	
拘束の方法 (場所、行為(部位・内容))	
拘束の時間帯及び時間帯	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	開始予定令和 年 月 日 時から 解除予定令和 年 月 日 時まで

上記のとおり実施致します。

令和 年 月 日

事業者 事業所名 訪問看護ステーションNICO

管理者名 管理者 林 佳亮 ㊟

(利用者様・ご家族の記入欄)

上記の件について、説明を受け、確認しました。

同意年月日：令和 年 月 日

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

対応者氏名(続柄) \_\_\_\_\_ ( ) ㊟



